

働く婦人の母性をまもるため

労働基準法はこうきめています

◆ 産 前 産 後

使用者は、6週間以内に出産する予定の女子が休業を請求した場合は、その者を就業させてはならない。(ただし産後5週間たった女子が請求した場合、医師が支障がないと認めた業務につかせてもよい。)

◆ 妊娠中の配置転換

使用者は、妊娠中の女子が請求した場合は、他の軽い業務に転換させなければならない。

◆ 育 児 時 間

生後1年未満の乳児を育てる女子は、休憩時間のほかに、1日2回各々少なくとも30分の育児時間を請求することができる。

◆ 生 理 休 暇

使用者は、生理日の就業が著しく困難な女子や、生理に有害な業務に従事する女子が、生理休暇を請求したときは、その者を就業させてはならない。(生理に有害な業務は命令できめられています。)

◆ 重量物の取扱い

使用者は、女子(18才以上)を断続作業の場合30キログラム(約8貫目)、継続作業の場合20キログラム(約5.3貫目)をこえる重量物を取扱う業務につかせてはならない。

◆ 産前産後の解雇制限

使用者は、産前産後の女子が法の規定によつて休業する期間、およびその後30日間は解雇してはならない。

働く婦人の母性をまもるために



労働省婦人少年局

働く婦人の数は 年年ふえています

昭和 23年	329 万人
24年	309
25年	317
26年	327
27年	390
28年	406
29年	427
30年	467
31年	515
32年(4月)	550

労働力調査



昭和32年4月

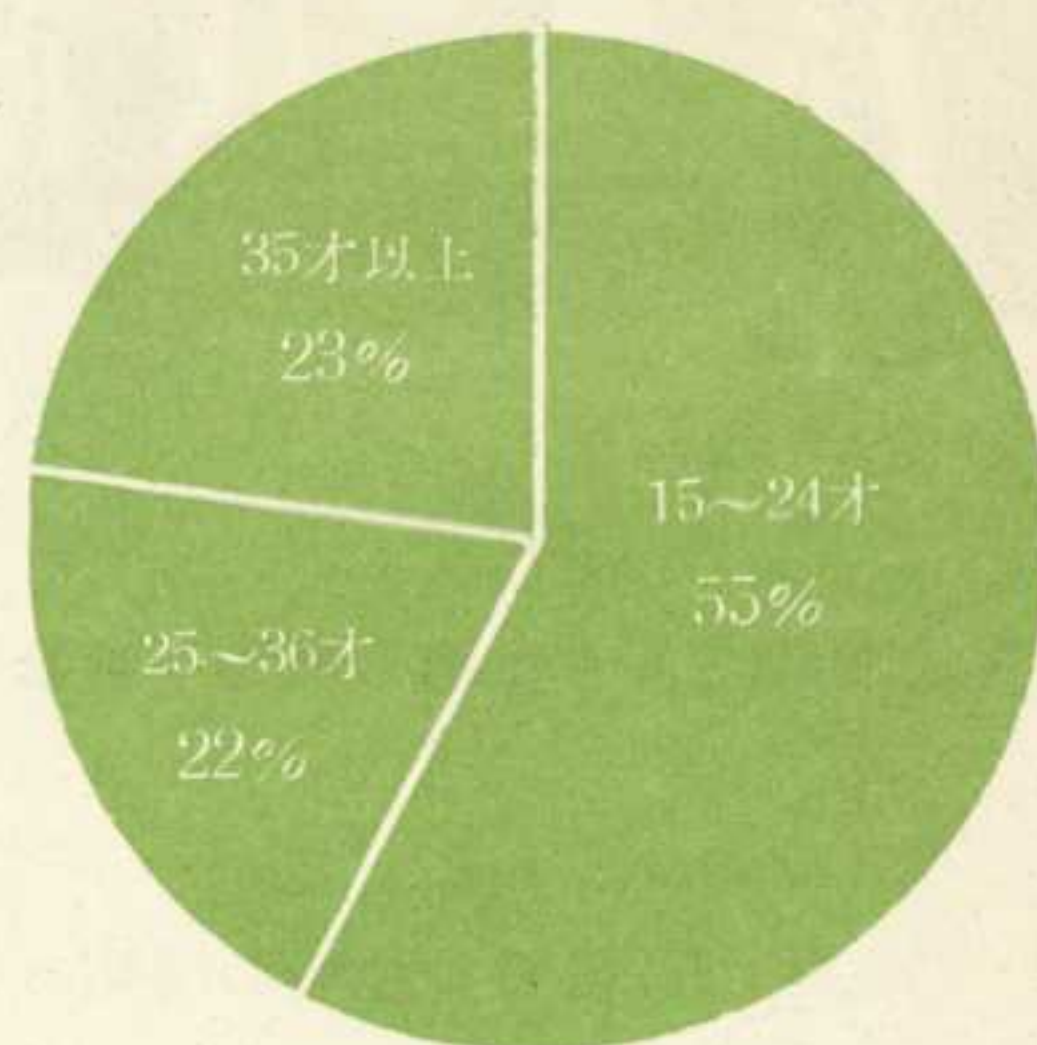
いまでは550万人の婦人が
あらゆる職場で働いています

働く婦人は国の産業をささえる大きな力です

働く婦人は次の世代をはぐくむたいせつな母性です

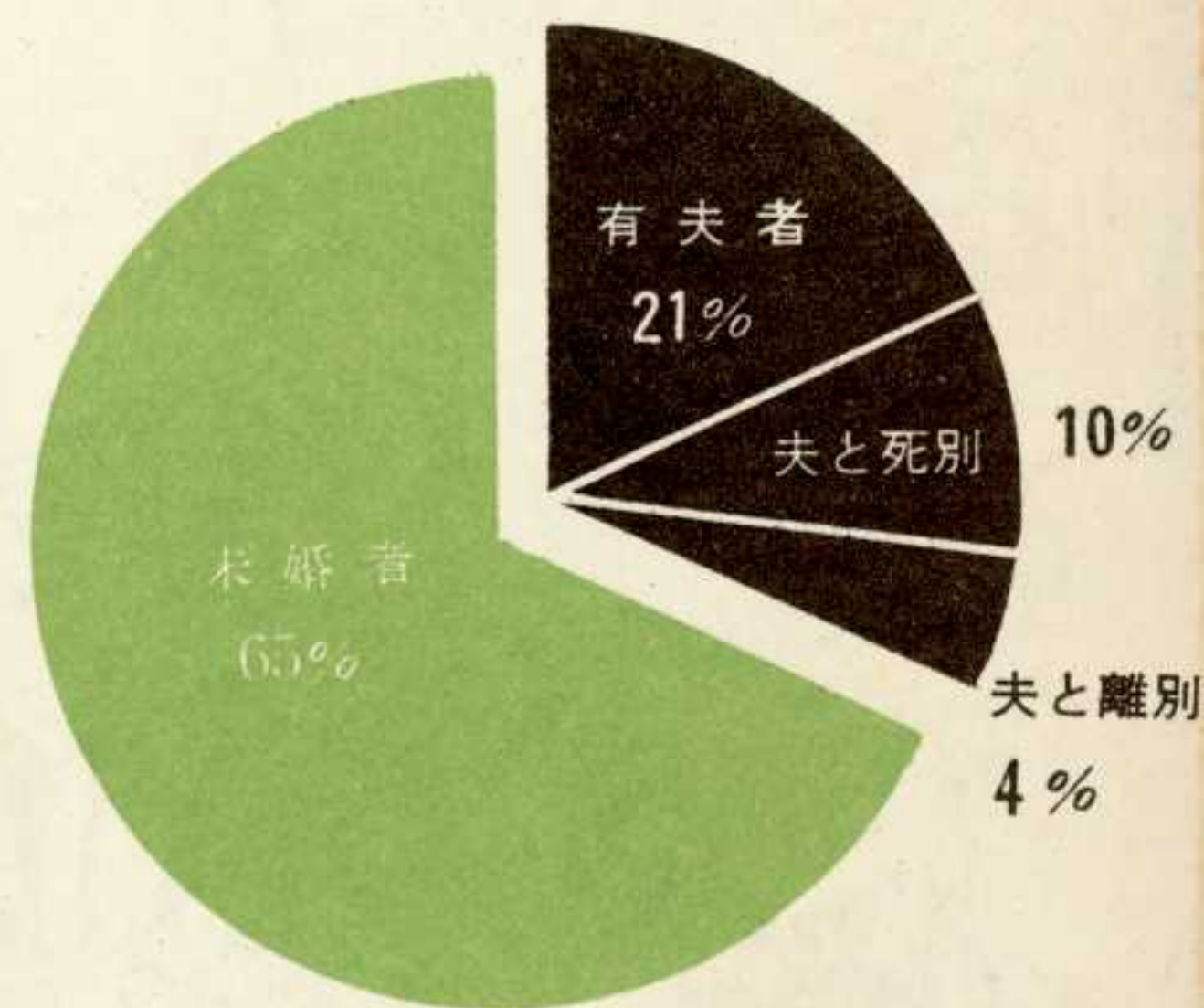
若い婦人も 年輩の婦人も 働いています

働く婦人の年齢



家庭の責任をもった婦人も 働いています

働く婦人の配偶関係



昭和30年国勢調査

婦人の働きやすい
職場環境をととのえましょう



立作業

+ 椅子を工夫する



冷える床

+ すのこをしく



ふきさらしの職場

+ 窓に戸をつける



赤ちゃんのいる婦人

+ 授乳施設



休憩時間はゆつくり休みましょう



休み時間に
そうじや せんとく
次の仕事の準備
これでは疲れがとれません

働く婦人の母性をまもるために
みんなで かんがえましょう

働く婦人は ▶ 健康な生活設計
職場では ▶ 労使のはなしあい・とりきめ
地域では ▶ 施設や制度の工夫
家庭では ▶ 家庭生活に家族の協力

産前産後にはきめられた休養を

体をはやく回復させましょう
休養不足から
母乳不足
異常産 } になることがあります



託児所



保健所

福祉施設や制度を活用しましょう



婦人少年室協助員



地域・職場連絡会



巡回相談



健康診断カー

生理休暇の意味を正しく知りましょう

生理日の就業の苦しい人
生理に有害な仕事をしている人がとる
生理日にも気持ちよく働ける
職場の条件をととのえる

家庭生活を工夫しましょう



働くお母さんの仕事=職場+家事+育児

そこで
ひどく疲れた人や
だんらんや教養の時間の
全くない人が多い

家族の工夫と協力でお母さんをたすけましょう

妊娠や出産 育児について
古い考えかたをやめましょう

私たちのころは
産後10日も
休まなかつたがねー

産後はおかゆと
梅干のほかは
毒ですよー



婦人はた 国は 産業の発展をもたらします